

令和8年第7回五所川原市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和8年6月10日（水） 午後3時
- 2 開催場所 五所川原市役所 2階会議室2B、2C

- 3 出席委員 19名

会 長

20番 森 義博

委 員

1番	今 貴洋	2番	山形 浩一
3番	角田 里美	4番	宮崎 尚彦
5番	伊藤 美穂子	6番	鳴海 正
7番	外崎 高逸	8番	乗田 栄一
9番	石岡 雅樹	10番	小林 達英
11番	佐藤 善一	12番	一戸 孝志
13番	工藤 昇	14番	佐藤 敬道
15番	相馬 孝雄	16番	柳原 一夫
18番	中谷 徳善	19番	小山内 清人

欠 席

17番 白戸 裕丈

4 次 第

- (1) 開 会
- (2) 会長挨拶
- (3) 議長選出
- (4) 議事録署名者の指名及び書記任命
- (5) 業務報告
- (6) 議 事

議案第25号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第26号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について

議案第27号 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について

議案第28号 遊休農地が「農地」に該当するか否かの判断について

議案第29号 地域計画における目標地図素案の提出について

報告第17号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第18号 農用地利用集積等促進計画の認可・公告について

5 閉 会

6 書 記

農業委員会市浦支所
支所長 奈良 和之

7 参 与

農業委員会事務局
局 長 外崎 経明
次 長 鈴木 秀人
係 長 山田 竜太郎
主 事 宮越 遼人

農業委員会金木支所
支所長 阿部 真也

(開会時刻 午後 3 時)

司 会 ただ今から令和 8 年第 7 回総会を開会いたします。
はじめに、森会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 (あいさつ)

司 会 次に、議長選出ですが、総会規則により、森会長に議長をお願いします。
森会長、よろしくをお願いします。

会 長 (議長席へ)

議 長 それでは、暫時の間議長を務めますので、議事進行につきまして、ご協力を
お願い致します。

本委員会の在籍委員数は 20 名であります。本日の出席委員数は 19 名であ
り、定足数に達しており、会議が成立いたしました。

次第 4 「議事録署名者の指名及び書記の任命」を行います。

五所川原市農業委員会会議規則第 26 条に規定する署名者の指名ですが、
私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がございましたので、それでは私から指名させていただきます。

議事録署名者には、7 番 ^{とのさき} 外崎 ^{こういつ} 高逸 委員、8 番 ^{のりた} 乗田 ^{えいいち} 栄一 委員
のご両名を指名いたします。また、書記には奈良市浦支所長を任命いたしま
す。

議 長 なお、参与として、外崎事務局長、鈴木次長、山田農地係長、宮越主事、
阿部金木支所長をお願いいたします。

次に、次第 5 業務報告を参与から報告させていただきます。

参 与 令和 8 年 5 月 25 日午前 9 時 30 分から、市役所 2 階会議室においてあつ
せん委員会を行い、木村真也推進委員と事務局であつせんにあたり、3 条
有償移転事業 2 件を適正に処理しました。

また、令和8年5月8日午前9時00分から、相馬孝雄委員、三浦大推進委員、佐藤伸一推進委員で市浦地区の法務局登記官照会1件の現地調査を行いました。

また、令和8年5月29日午前9時30分から、工藤昇委員、高橋克也推進委員、木村真也推進委員で五所川原南地区の法務局登記官照会1件の現地調査を行いました。

議 長 それでは、本日の議案に入らせていただきます。

議案第25号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 1ページをご覧ください。

議案第25号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

農地法施行令第1条の規定により、許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

申請件数は、有償所有権移転4件、無償所有権移転1件、賃貸借権設定14件、使用貸借権設定1件です。申請内容については2ページ以降をご覧ください。

議 長 議案第25号についての説明が終わりました。

議案においては事前に配信しておりますので、このまま審議に移りたいと思います。

ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第25号について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、原案のとおり許可いたします。

つづきまして、議案第 26 号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 12 ページをご覧ください。

議案第 26 号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」であります。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画作成を要請することについて、農業委員会の決定を求めるものであります。件数は、一括方式 6 件、売買 5 件です。

13 ページから 15 ページまでの 6 件については、一括方式による貸借の促進計画で、16 ページから 17 ページまでの 5 件については、農地中間管理機構の農地売買等事業による促進計画になります。

以上、作成要請する促進計画案は、あおもり農業支援センターにより作成され、五所川原市農業委員会会長名により 7 月下旬に認可・公告される予定です。

議 長 議案第 26 号についての説明が終わりました。

議案においては事前に配信しておりますので、このまま審議に移りたいと思います。

ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第 26 号について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、原案のとおり許可いたします。

つづきまして、議案第 27 号「地目変更登記に係る照会に対する調査

結果について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 18 ページをご覧ください。

議案第27号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」であります。

青森地方法務局五所川原支局登記官より標記照会があり、農地の現況等を調査した結果を下記のとおり回答するため承認を求めるものであります。件数は3件です。

19 ページをご覧ください。

1 番 協元赤川、畑1筆、388 m²、所有者は記載のとおりです。変更後の地目は雑種地です。調査の結果、アスファルト舗装及び木材置き場となっているため、農地へ復元するには著しく困難であることから、非農地と判断されました。こちらは、事務局長名により報告済みです。

2 番 金木町芦野、田2筆、1,651 m²、所有者は記載のとおりです。変更後の地目は宅地です。調査の結果、平成14年10月23日付けで、農地法第4条の許可がされておりました。

3 番 大字漆川字浅井、畑1筆、5.42 m²、所有者は記載のとおりです。変更後の地目は宅地です。調査の結果、宅地の一部となっており、農地へ復元するには著しく困難であることから、非農地と判断されました。

現地調査時の写真については、20 ページをご覧ください。

議 長 議案第27号についての説明が終わりました。

ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第27号について承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第27号について原案とおりに承認いたします。

つづきまして、議案第28号 遊休農地が「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 21ページをご覧ください。

議案第28号 「遊休農地が「農地」に該当するか否かの判断について」であります。

遊休農地について、農業委員会が「農地」に該当するか否かの判断をしたいので議決を求めるものです。

提案理由は、利用状況調査で把握した農地・非農地の判断対象地について、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断をしたいので、議決を求めるものであります。

22ページをご覧ください。

1番 大字持子沢字隠川、田1筆、4,181㎡

2番 大字持子沢字隠川、田1筆、569㎡

別の資料にて説明いたします。遊休農地に係る農地・非農地の判断対象地(参考資料)をご覧ください。

1ページは、令和8年5月15日に実施した利用状況調査で農地として再生利用が困難な農地として非農地判断する土地の資料です。

2ページは、非農地判断をした確認結果です。

非農地と判断した理由は、長年の休耕により森林の様相を呈しており、農地への復元が極めて困難であることから、非農地と判断いたしました。場所については3ページ目になります。

議長 議案第28号についての説明が終わりました。

ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、原案のとおり承認し、「非農地」と判断することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第28号について原案のとおり承認いたします。

つづきまして、議案第29号「地域計画における目標地図素案の提出について」を議題とします。

参与より、説明願います。

参与 23ページをご覧ください。

議案第29号「地域計画における目標地図素案の提出について」であります。

目標地図の素案について、五所川原市に提出したいので、農業委員会の決定を求めるものです。

提案理由は、農業経営基盤強化促進法第20条第2項の規定により、同法第19条第3項に規定する地図の素案を作成したので、五所川原市に提出することについて、議決を求めるものであります。

五所川原市では令和7年3月27日に地域計画を策定しておりますが、農地の集約化の実現に向けて継続的な計画の見直しが求められています。

農業経営基盤強化促進法第20条第1項では、市町村が地域計画を変更しようとするときは、農業委員会に対し、地域計画のうちの地図の素案を作成し、市町村へ提出を求めるものと定められております。

昨年10月から12月にかけて委員の皆様にもご協力いただき作成した地図の更新案を、今年1月に開催した地域計画に係る集落座談会において協議し、その内容を反映させたものを目標地図の素案として作成しました。

作成した地区数に変更はなく、6地区計17枚に分けて地図を作成しております。作成した目標地図の素案は24ページから40ページをご参照ください。

主に更新した部分として、意向把握ができていない農地を含めて集約化の目標を設定するため、耕作エリアを設定し、エリア毎に集約する担い手を位置付けております。なお、公表する際は担い手名は表示せず、アルファベットのみの表示となります。

こちらを目標地図の素案として、市へ提出したいと考えていますのでよろしくをお願いします。

議 長 議案第29号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第29号について原案のとおり承認し、五所川原市に提出することに決定いたします。

以上、議案第25号から議案第29号まで全ての審議が終了いたしました。

報告につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。事務局から何か報告等ございませんか。

事務局 (報 告)

議 長 その他、何かございませんか。

以上をもちまして、本日の会議を全て終了いたします。
慎重なご審議ありがとうございました。